

将来の財産管理や相続がご心配のみなさま。  
いざという時のために日頃から考えておきませんか。

あれこれ決められなくなる前に！  
知っておこう。備えておこう。

判断能力が不十分な方の  
財産と権利を守り支援する

成年後見制度

これからの  
私のお金や権利のこと、  
今から考えておきたい！



平野レミ



和田明日香

契約や手続きでも  
お母さんらしさを  
ずっと支えたい！

認知症・知的障害・精神障害などによって  
判断能力が不十分な方の支援者を選び、  
法的に支援する制度です。



判断能力のあるうちに  
任意後見人を  
定めることも！

詳しくは

厚生労働省 成年後見制度



# こんな方に**成年後見制度**

## 任意後見

将来、認知症になった時に、  
財産の管理等が心配!



財産管理や契約等を支援する  
任意後見人を選んでおける。

判断能力が不十分で、  
契約や手続きがとどこおる!



成年後見人等が本人に代わって、  
契約や手続きをしてくれる。

## 法定後見

物忘れがひどくなり  
だまされて借金をくり返す!



成年後見人等が不当な契約を  
取り消してくれる。

正しい判断ができず、  
不当な契約を結ばされる!



## 「成年後見制度」の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	判断能力が 不十分な方へ	判断能力が 著しく 不十分な方へ	判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方へ
判断能力が あるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続き等の 同意・取消や代理	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の 代理・取消 <small>※日常生活に関する行為は除く</small>
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続きの流れが違います。

詳しくは、「厚労省 成年後見制度」のホームページでご確認ください。

